

令和5年

# 市議会11月定例会議案

令和5年11月15日提出

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第100号	令和5年度掛川市一般会計補正予算（第8号）について	5
議案第101号	令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について	9
議案第102号	令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	17
議案第103号	令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	21
議案第104号	令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	25
議案第105号	令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について	29
議案第106号	令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について	33
議案第107号	令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	37
議案第108号	令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	39
議案第109号	令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について	41
議案第110号	令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について	43
議案第111号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	45
議案第112号	掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について	49
議案第113号	掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	53
議案第114号	掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について	57
議案第115号	掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	67
議案第116号	掛川市森の都ならここの里条例の廃止について	71
議案第117号	掛川市・菊川市衛生施設組合格約の変更について	73
議案第118号	財産の減額貸付けについて	75
議案第119号	財産の処分について	77
議案第120号	市有地の処分について	79
議案第121号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について）	81



議案第100号

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
みなみ学校給食センター調理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 11 年度	428,992

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和4年度末までの  
支出額及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R4年度末までの支出済額		R5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
みなみ学校給食センター調理業務委託									
	428,992			R5 ～ R11	428,992				428,992





令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ576,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,181,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,509,117	千円 48,092	千円 7,557,209
	1 国庫負担金	3,535,475	12,346	3,547,821
	2 国庫補助金	3,943,401	37,740	3,981,141
	3 委託金	30,241	△1,994	28,247
16 県支出金		3,751,420	11,781	3,763,201
	1 県負担金	2,085,266	323	2,085,589
	2 県補助金	1,418,695	11,458	1,430,153
17 財産収入		35,257	83,165	118,422
	2 財産売払収入	2,099	83,165	85,264
19 繰入金		1,112,829	416,759	1,529,588
	1 基金繰入金	1,110,022	△497,862	612,160
	2 特別会計繰入金	2,807	914,621	917,428
21 諸収入		2,856,860	4,526	2,861,386
	5 雑入	1,254,075	4,526	1,258,601
22 市債		2,795,500	11,900	2,807,400
	1 市債	2,795,500	11,900	2,807,400
歳 入 合 計		51,605,335	576,223	52,181,558



## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 277,162	千円 1,268	千円 278,430
	1 議会費	277,162	1,268	278,430
2 総務費		6,038,989	148,885	6,187,874
	1 総務管理費	5,093,814	135,373	5,229,187
	2 賦課徴収費	535,597	11,668	547,265
	3 戸籍住民基本台帳費	330,567	△2,923	327,644
	4 選挙費	33,056	337	33,393
	5 統計調査費	10,734	△353	10,381
	6 監査委員費	35,221	4,783	40,004
3 民生費		16,158,797	279,822	16,438,619
	1 社会福祉費	7,208,016	70,080	7,278,096
	2 児童福祉費	8,235,456	176,917	8,412,373
	3 生活保護費	695,023	32,825	727,848
4 衛生費		5,878,989	38,520	5,917,509
	1 保健費	3,141,099	35,550	3,176,649
	2 衛生費	339,889	5,288	345,177
	3 清掃費	2,398,001	△2,318	2,395,683
6 農林水産業費		1,475,534	22,550	1,498,084
	1 農業費	398,938	△6,889	392,049
	2 農地費	866,642	270	866,912
	3 林業費	209,517	29,169	238,686
7 商工費		1,134,222	△2,038	1,132,184
	1 商工費	1,134,222	△2,038	1,132,184
8 土木費		5,260,929	△7,850	5,253,079
	1 土木管理費	312,131	8,154	320,285
	2 道路橋梁費	1,361,940	311	1,362,251

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	2,176,039	△8,837	2,167,202
	5 住宅費	376,686	△7,478	369,208
9 消防費		1,592,087	19,745	1,611,832
	1 消防費	1,592,087	19,745	1,611,832
10 教育費		6,333,505	△7,934	6,325,571
	1 教育総務費	310,851	3,604	314,455
	2 小学校費	1,026,479	20,372	1,046,851
	3 中学校費	472,623	13,088	485,711
	4 幼稚園費	1,339,449	△65,273	1,274,176
	5 社会教育費	1,370,663	16,430	1,387,093
	6 保健体育費	1,813,440	3,845	1,817,285
12 公債費		5,368,905	83,255	5,452,160
	1 公債費	5,368,905	83,255	5,452,160
歳 出 合 計		51,605,335	576,223	52,181,558

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
中山間地域振興拠点施設整備事業費補助金	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	36,850

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育債 (11,900増)	学校施設環境改善事業 (11,900増)	14,200	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		26,100			
合計 (11,900増)		2,795,500			
		2,807,400			





議案第102号

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,627千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,845,772千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		千円 8,238,722	千円 3,421	千円 8,242,143
	1 県補助金	8,238,722	3,421	8,242,143
5 繰入金		1,132,903	△7,048	1,125,855
	1 一般会計繰入金	742,903	△7,048	735,855
歳入合計		11,849,399	△3,627	11,845,772

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 158,470	千円 △3,627	千円 154,843
	1 総務管理費	118,710	△7,428	111,282
	2 徴税費	36,426	3,801	40,227
歳 出 合 計		11,849,399	△3,627	11,845,772



議案第103号

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,476,131千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 321,665	千円 6,711	千円 328,376
	1 一般会計繰入金	321,665	6,711	328,376
歳入合計		1,469,420	6,711	1,476,131

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 32,857	千円 6,218	千円 39,075
	1 総務管理費	29,154	6,218	35,372
3 保健事業費		56,518	493	57,011
	1 保健事業費	56,518	493	57,011
歳 出 合 計		1,469,420	6,711	1,476,131





令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,369千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,759,388千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		千円 27,801	千円 △120	千円 27,681
	1 負担金	27,801	△120	27,681
7 繰入金		1,817,838	△7,249	1,810,589
	1 一般会計繰入金	1,601,610	△6,943	1,594,667
	2 基金繰入金	216,228	△306	215,922
歳入合計		10,766,757	△7,369	10,759,388

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 208,630	千円 828	千円 209,458
	1 総務管理費	53,539	△112	53,427
	2 徴収費	12,949	101	13,050
	3 介護認定審査会費	142,142	839	142,981
2 保険給付費		10,123,506	△8,218	10,115,288
	2 地域支援事業費	441,682	△8,218	433,464
5 諸支出金		226,902	21	226,923
	2 一般会計繰出金	0	21	21
歳 出 合 計		10,766,757	△7,369	10,759,388



令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,069千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 0	千円 180	千円 180
	2 一般会計繰入金	0	180	180
歳入合計		48,889	180	49,069

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 48,350	千円 180	千円 48,530
	1 駅周辺施設管理費	48,350	180	48,530
歳 出 合 計		48,889	180	49,069





議案第106号

令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ914,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ928,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		千円 0	千円 914,600	千円 914,600
	1 財産売払収入	0	914,600	914,600
歳入合計		14,371	914,600	928,971

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 14,371	千円 914,600	千円 928,971
	1 工業用地整備事業費	14,371	914,600	928,971
歳 出 合 計		14,371	914,600	928,971



令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,128,444千円	△102千円	3,128,342千円
第2項 営業外収益	306,882千円	△102千円	306,780千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,022,611千円	△8,384千円	3,014,227千円
第1項 営業費用	2,897,212千円	△8,384千円	2,888,828千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,003,960千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,005,839千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額124,072千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額124,065千円」に、「過年度分損益勘定留保資金679,888千円」を「過年度分損益勘定留保資金681,774千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	1,659,708千円	1,879千円	1,661,587千円
第1項 建設改良費	1,413,319千円	1,879千円	1,415,198千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	176,539千円	△6,505千円	170,034千円

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇



令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,139,436千円	△19,984千円	2,119,452千円
第2項 営業外収益	1,519,702千円	△19,984千円	1,499,718千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,926,038千円	△20,448千円	1,905,590千円
第1項 営業費用	1,691,315千円	△10,435千円	1,680,880千円
第2項 営業外費用	234,621千円	△10,013千円	224,608千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,112千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,474千円」に、「利益剰余金処分量120,672千円」を「利益剰余金処分量121,034千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	2,028,205千円	6,141千円	2,034,346千円
第4項 他会計支出金	346,443千円	6,141千円	352,584千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,736,317千円	6,503千円	2,742,820千円
第1項 建設改良費	1,659,185千円	6,497千円	1,665,682千円
第2項 企業債償還金	1,077,132千円	6千円	1,077,138千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	115,630千円	△3,938千円	111,692千円

第4条 予算第10条に定めた補助金の金額「774,503千円」を「760,660千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分量「120,672千円」を「121,034千円」に改める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇





議案第109号

令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 下水道事業収益	319,661千円	△126千円	319,535千円
第2項 営業外収益	254,074千円	△126千円	253,948千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	312,531千円	△98千円	312,433千円
第1項 営業費用	288,420千円	△98千円	288,322千円

第2条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	7,839千円	△98千円	7,741千円

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額「39,396千円」を「39,270千円」に改める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第110号

令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	222,440千円	△10,320千円	212,120千円
第2項 営業外収益	128,475千円	△10,320千円	118,155千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	213,677千円	△2,091千円	211,586千円
第1項 営業費用	198,097千円	191千円	198,288千円
第2項 営業外費用	15,528千円	△2,282千円	13,246千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金37,012千円」を「当年度分損益勘定留保資金45,226千円」に、「利益剰余金処分量8,883千円」を「利益剰余金処分量669千円」に改める。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	5,022千円	191千円	5,213千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額「41,844千円」を「39,738千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分量「8,883千円」を「669千円」に改める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第111号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。





議案第112号

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第113号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。





議案第114号

掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</u></p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務</p>	<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）</u>、<u>12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）</u>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</u></p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務</p>

<p>職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）</u>、<u>12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）</u>、<u>12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	

55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300		
94		295,900	343,600		394,300	413,600		
95		296,200	344,100		394,600	413,900		
96		296,600	344,500		394,800	414,100		
97		296,800	344,700		395,000	414,300		
98		297,100	345,100		395,300			
99		297,500	345,500		395,600			
100		297,900	345,800		395,800			
101		298,100	346,100		396,000			
102		298,400	346,500		396,300			
103		298,800	346,900		396,600			
104		299,100	347,300		396,800			
105		299,300	347,800		397,000			
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						

	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）、12月に支給する場</u>	(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）</u> に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその



<p>合においては100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</u></p> <p>4～6（略） （勤勉手当）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合においては100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p>	<p>者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</u></p> <p>4～6（略） （勤勉手当）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p>
---	---

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第115号

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				

定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。

第2条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「<u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定</p>

めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。

めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

##### （給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

##### （委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

議案第116号

掛川市森の都ならここの里条例の廃止について

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）を廃止する条例を裏面のとおり定める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市森の都ならここの里条例を廃止する条例

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第117号

掛川市・菊川市衛生施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、掛川市・菊川市衛生施設組合同規約を裏面のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市・菊川市衛生施設組合同規約の一部を変更する規約

掛川市・菊川市衛生施設組合同規約（平成13年8月8日市行第253号）の一部を次のように変更する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びそれに対応する変更後の部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後の部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後の部分のみ存在するときは、当該変更後の部分を加える。

変 更 前	変 更 後
<p>(経費の支弁方法) 第11条 (略)</p> <p><u>2 前項の負担割合は、予算が属する年度の前々年度における年間ごみ排出量に基づく割合により、関係市に分賦する。</u></p>	<p>(経費の支弁方法) 第11条 (略)</p> <p><u>2 前項に規定する分担金のうち、施設建設費の負担割合は、その10分の4を予算が属する年度の前年の10月末現在における住民基本台帳に基づく人口割合により、その10分の3を予算が属する年度の前々年度における年間ごみ排出量に基づく割合により、その10分の3を均等割合により、関係市に分賦する。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する分担金のうち、管理運営費の負担割合は、予算が属する年度の前々年度における年間ごみ排出量に基づく割合により、関係市に分賦する。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する分担金のうち、長期債償還金の負担割合は、施設建設費に係る負担割合に準じて算定した当該長期債の借入れ年度における負担割合により、関係市に分賦する。</u></p>

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第118号

財産の減額貸付けについて

次の財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

1 減額貸付けをする財産

所在地番	地目	地積（㎡）
居尻字田ノ島29番1 外35筆	雑種地	30,746.31
居尻字田ノ島41番1 外6筆	宅地	6,028.91
居尻字南山83番2 外4筆	山林	7,322.77
合計		44,097.99

2 減額貸付けの相手方

焼津市塩津74番地の3

東海ガス株式会社

代表取締役社長 丸山 一洋

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

4 減額後の貸付料

年額 1,357,000円



議案第119号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

1 所有地番及び種別

掛川市居尻179番 建物

2 構造・規模等

現在の用途	数量（棟）	構造	総延床面積（㎡）
受付事務所棟	1	木造平屋建	344.66
管理棟	1	鉄骨造2階建	392.75
森林科学館	1	木造平屋建	183.45
コテージ	5	木造2階建	304.95
バンガローA棟	15	木造平屋建	180.00
バンガローC棟	3	木造平屋建	39.00
バンガローK棟	3	木造平屋建	60.00
バンガローN棟	1	木造平屋建	10.00
バンガローS棟	5	木造平屋建	80.00
コインシャワー	1	木造平屋建	17.20
管理棟西側トイレ	1	木造平屋建	36.85
工作室兼トイレ	1	木造平屋建	49.69

テニスコート南側トイレ	1	木造平屋建	19.00
更衣室	1	木造平屋建	9.93
温泉会館	1	木造平屋建	294.00
温泉会館休憩所（杣の館）	1	木造平屋建	146.00
家族風呂	1	木造平屋建	11.00
合 計	43		2178.48

3 相手方

焼津市塩津74番地の3

東海ガス株式会社

代表取締役社長 丸山 一洋

4 売却予定価格

83,165,500円

5 処分の時期

令和6年4月1日

議案第120号

市有地の処分について

次のとおり市有地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇

所在地番	地積及び地目	売却予定価格	契約の相手方
掛川市大坂字釜田 7694番1	27,008.90㎡ 宅地	914,600,000円	神奈川県川崎市川崎区 東田町6番地1 多摩化学工業株式会社 代表取締役 長 俊連
掛川市川久保字篠ヶ谷 240番4	11,421.61㎡ 宅地		
掛川市川久保字篠ヶ谷 240番5	9,548㎡ 持分109,381分の38,430 雑種地		





議案第121号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月15日提出

掛川市長 久保田 崇



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月23日

掛川市長 久保田 崇

### 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,605,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 1,112,659	千円 170	千円 1,112,829
	1 基金繰入金	1,109,852	170	1,110,022
歳入合計		51,605,165	170	51,605,335

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 1,475,364	千円 170	千円 1,475,534
	2 農地費	866,472	170	866,642
歳 出 合 計		51,605,165	170	51,605,335

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託	事件が完結するまでの間	ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託契約の額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,159,198	41.0		21,159,198	41.0
2 地方譲与税	546,200	1.1		546,200	1.1
3 利子割交付金	8,000	0.0		8,000	0.0
4 配当割交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	98,000	0.2		98,000	0.2
6 法人事業税交付金	340,000	0.7		340,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,070,000	5.9		3,070,000	5.9
8 ゴルフ場利用税交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
9 環境性能割交付金	81,000	0.2		81,000	0.2
10 地方特例交付金	162,668	0.3		162,668	0.3
11 地方交付税	4,210,457	8.2		4,210,457	8.2
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	176,570	0.3		176,570	0.3
14 使用料及び手数料	520,354	1.0		520,354	1.0
15 国庫支出金	7,509,117	14.5		7,509,117	14.5
16 県支出金	3,751,420	7.3		3,751,420	7.3
17 財産収入	35,257	0.1		35,257	0.1
18 寄附金	1,037,940	2.0		1,037,940	2.0
19 繰入金	1,112,659	2.2	170	1,112,829	2.2
20 繰越金	1,938,965	3.8		1,938,965	3.8
21 諸収入	2,856,860	5.5		2,856,860	5.5
22 市債	2,795,500	5.4		2,795,500	5.4
歳入合計	51,605,165	100.0	170	51,605,335	100.0

## (歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	277,162	0.5	
2 総務費	6,038,989	11.7	
3 民生費	16,158,797	31.3	
4 衛生費	5,878,989	11.4	
5 労働費	1,568,583	3.0	
6 農林水産業費	1,475,364	2.9	170
7 商工費	1,134,222	2.2	
8 土木費	5,260,929	10.2	
9 消防費	1,592,087	3.1	
10 教育費	6,333,505	12.3	
11 災害復旧費	480,834	0.9	
12 公債費	5,368,905	10.4	
13 予備費	36,799	0.1	
歳 出 合 計	51,605,165	100.0	170



(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
277,162	0.5				
6,038,989	11.7				
16,158,797	31.3				
5,878,989	11.4				
1,568,583	3.0				
1,475,534	2.9				170
1,134,222	2.2				
5,260,929	10.2				
1,592,087	3.1				
6,333,505	12.3				
480,834	0.9				
5,368,905	10.4				
36,799	0.1				
51,605,335	100.0				170

## 2 歳 入

### 1 9 款 繰入金

### 1 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,109,852 補正額 170 計 1,110,022	1 基金繰入金	170
計	補正前 1,109,852 補正額 170 計 1,110,022		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 539,824      補正後予算額 539,994	170

### 3 歳 出

#### 6 款 農林水産業費

#### 2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業用施設整備費	補正前	一般財源	12 委託料	170
	353,586	170		
	補正額			
	170			
	計			
	353,756			
計	補正前	一般財源		
	866,472	170		
	補正額			
	170			
	計			
	866,642			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 (県施行) 土地改良総合整備事業費	170 既決予算額 173,674 補正後予算額 173,844 弁護士委託料 170 (追加)	

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和4年度末までの  
支出額及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R4年度末までの支出済額		R5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一般財源					
		期間	金 額		期間	金 額	国県支出金	地方債	その他
ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託	ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託契約の額			事件が完結するまでの間	ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託契約の額				ファームポンド用地誤登記処理損害賠償等請求事件に係る弁護士委託契約の額

